

静岡市と常葉大学との包括連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と常葉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) まちづくり及び地域産業の活性化に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 健康、医療及び福祉の充実に関すること。
- (4) 地域防災の向上に関すること。
- (5) 文化振興及び国際化に関すること。
- (6) 環境保全と共生に関すること。
- (7) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（包括連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる事項の連携及び協力の円滑な推進を図るため、包括連携推進協議会を設置する。
2 包括連携推進協議会に関する必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相互に知り得た秘密事項について、本協定の有効期間又は有効期間後を問わず、第三者に対し提供してはならない。ただし、甲及び乙双方協議を経た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成28年6月14日

（甲）静岡市長

（乙）常葉大学長

田辺信宏

西頭徳三